

**ビジットやまぐち推進事業**  
**(「2024年度山口県観光プロモーター」設置運営) 業務仕様書**

やまぐちインバウンドパワーアップ事業（「2024年度山口県観光プロモーター」設置運営）業務の委託を受けた者は、一般社団法人山口県観光連盟との「委託契約書」に基づき、本仕様書に記載された業務内容を遂行するものとする。

- 1 「山口県観光プロモーター」配置対象市場及び人員  
韓国、台湾、香港、中国、ASEAN（タイ） 各1名配置  
活動拠点は対象市場現地とする。
- 2 委託期間  
契約締結日から2025年3月31日まで
- 3 取組方針
  - (1) 受託者は、各市場の「山口県観光プロモーター（以下、「プロモーター」という。）」を統括する立場として、各プロモーターが適正に業務を執行するよう管理するものとする。
  - (2) プロモーターは、訪日旅行客を確実に山口県に取り込むことを目的に、各市場において戦略的なプロモーションを実施する。加えて、山口県、一般社団法人山口県観光連盟、山口県国際観光推進協議会（以下、「山口県等」という。）が行う各種プロモーション等の取組をサポートするものとする。
  - (3) 本仕様書に記載する活動内容は、基本的な業務を示したものであり、各市場の特性を踏まえつつ創意工夫を加え、業務を遂行するものとする。
- 4 業務内容
  - (1) 受託者（プロモーター統括）
    - ①各市場へのプロモーターの配置  
全5市場に業務内容を適正に遂行できるプロモーターを配置すること。
    - ②プロモーターの適正な業務執行の管理  
定期的に各プロモーターの活動計画を提出するなど適切な管理を行うこと。
    - ③プロモーターの活動及び成果の報告  
各プロモーターから受けた活動及び成果や収集情報の報告を取りまとめの上、翌月の10日までに山口県等に提出すること。
    - ④その他  
その他、適正かつ効果的に業務が執行されるよう、山口県等や各プロモーターと調整を行うこと。
  - (2) プロモーター
    - ①現地旅行会社等へのセールスコール、商品化への働きかけ、旅行動向等情報収集  
ア 現地旅行会社等に対し、山口県に宿泊する旅行商品の企画造成支援及び山口県への送客誘導を行うとともに、旅行商品の造成状況・送客状況及び旅行動向について情報収集を行い、山口県等に随時報告すること。

## イ 実施方法

訪問又はオンライン等によるセールスを実施する。

各市場の訪問エリアについては、山口県に宿泊する旅行商品の造成に有益と思われる都市（地域）とするが、次に記載する各都市（地域）への訪問は必ず含めるものとする。なお、プロモーター本人によるセールスを基本とするが、山口県等が認める場合は、プロモーターが所属する法人の担当者等によるセールスも認める。

韓国：ソウル、釜山

台湾：台北、高雄

香港：香港

中国：上海

ASEAN：タイ（バンコク）、シンガポール、ベトナム（ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）

### ②現地有力メディアへの山口県観光情報の提供及び取材要請

現地有力メディアに対して山口県への送客を促す取材要請等のセールス活動を実施すること。

### ③SNS等による情報発信

プロモーターが管理するメディア（SNS、ウェブサイト等）を通じて山口県の観光情報を継続的に発信し、山口県の認知度向上と山口県への旅行意欲の喚起を行うこと。

### ④山口県等が現地で行う各種プロモーションのサポート

ア 山口県等が現地の旅行博等に参加・出展する際には協力を行うこと。

（旅行博等の運営に係る一人分の人件費を委託料に含めることとし、その他の人件費、出展料、装飾費等については別に山口県等が負担する。）

イ 山口県等が上記旅行博等にあわせて現地商談会やセールスコール等の現地プロモーションを実施する際には訪問先との日程調整を行い、随行すること。

ウ 山口県等が現地で航空会社等へ定期便・チャーター便の就航、クルーズ船の寄港についての誘致活動を実施する際には、訪問先との日程調整を行い、随行すること。

### ⑤山口県等で行うファムツアーへの同行

山口県等が実施するブロガーや旅行会社を招聘するファムツアーに同行の上、通訳及び担当職員のサポートを行うこと。

（現地空港から日本への渡航費と県内滞在費は委託料と別に山口県等が負担する。）

### ⑥各市場に応じたテーマ旅行（教育旅行、インセンティブツアー等）実施に向けたセールス活動

### ⑦旅行会社、メディア等の招請事業に関する調整

現地旅行会社、メディア等の招聘事業に関して山口県等から要請があった場合は、招聘事業に参加する旅行会社、メディア、教育旅行関係者等の推薦や、参加者確定のための各種調整等を行うこと。

### ⑧山口県等の観光情報などの翻訳

山口県等の観光情報や事業案内などの資料を翻訳すること（日本語から現地語、現地語から日本語のどちらも含む。）。

⑨山口県等が行うインバウンド県内宿泊促進事業に関する調整

標記事業の山口県等の担当者と連携し、現地旅行会社との調整や事業内容の周知等を行うこと。

⑩活動及び成果等の報告

ア 毎月20日までの活動及び成果や収集した情報について、月末までに受託者に提出すること。

イ 有益な現地情報を収集した場合や現地で山口県の観光に関する報道があった場合は月例報告とは別に速やかに受託者及び山口県等に報告すること。

⑪その他

その他、上記①～⑩以外で、山口県等が必要と判断する業務については、受託者と実施について協議を行う。

5 業務の目標

(1) 旅行会社へのセールス

アウトプット：毎月10日以上

アウトカム：原則、山口県での消費（宿泊、体験型コンテンツ等）を含む旅行商品を年間で10商品以上

※各市場の状況を踏まえて、山口県等と協議を行う。

(2) メディアへのセールス

アウトプット：応募者が企画提案で設定すること

アウトカム：応募者が企画提案で設定すること。

6 注意事項

(1) プロモーターと山口県等との連絡や報告は原則として電子メール、オンライン会議ツール、電話、国際郵便により行うこと。

(2) 報告書の使用言語は原則として日本語を利用すること。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、一般社団法人山口県観光連盟（以下、委託者という）のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、委託者と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 業務実施にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要がある。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。

(6) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。